

「有機触媒研究会」運営内規

1. 組 織

- (1) 研究会に、研究総会、幹事会、及びシンポジウム実行委員会を置く。
 - ア.「研究総会」は、研究会の全メンバーを以って構成し、研究会の最高意思決定機関であり、幹事会より提案のあった案件（研究会の研究活動計画、会員の異動、予算・決算等）について審議し、決定する。
 - イ.「幹事会」は、会長の指示に基づき、研究総会へ提案する上記アに定める案件について、企画・立案及び調整等を行う。
 - ウ.「シンポジウム実行委員会」は、会員相互間または国内外の関係の研究者による研究発表と討論の場として年1回開催するシンポジウムの企画・立案を行う。
- (2) 研究会には、会長1名、副会長1名、幹事若干名を置く。会長、副会長、幹事は幹事会を構成する。
- (3) 研究会には、必要に応じ、分科会等を設けることができる。

2. 設置期間

研究会の設置期間は5年間とする。ただし、研究総会の決定に基づき設置期間を更新することができる。

3. 会員および任期

- (1) 研究会会員は学術界会員20名程度及び、産業界会員20名程度で構成する。
- (2) 学術界会員ならびに産業界会員の任期は5年とし、研究会が継続される場合の再任を妨げない。
- (3) 会員は補佐員を任命することができる。

4. 会長、副会長、幹事、シンポジウム実行委員及び補佐員の選出方法等

[選出方法]

- (1) 会長、副会長及び幹事は、研究総会の議を経て決定する。
- (2) シンポジウム実行委員は、研究総会の議を経て決定する。
- (3) 補佐員は研究総会の議を経ることなく、会員の推薦により決定する。

[任期]

- (4) 会長、副会長及び幹事の任期は原則として5年以内とする。ただし、研究会が継続された場合の再任は妨げない。
- (5) シンポジウム実行委員の任期はシンポジウムを所掌する1年とする。
- (6) 各補佐員の任期は各会員により任意に定めることができるが、原則として5年以内とする。ただし、研究会が継続された場合の再任は妨げない。

[役割]

- (7) 会長は研究会の会務を掌握する。
- (8) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

- (9) 幹事は会長を補佐し、研究総会で審議する案件のすべてについて企画・立案・調整等にあたる。
- (10) シンポジウム実行委員は研究発表と討論の場として年1回開催するシンポジウムを所掌する。
- (11) 補佐員は会員を補助するとともに、研究会が主催、協賛する各種事業（研究総会、シンポジウム、講習会、等）に参画することで研究会活動の活性化にあたる。

5. 研究会経費

- (1) 産業界会員からの活動費（30,000円／一口）をもって充てる。
- (2) 経費の額は、概ね次の通りとする。なお、収入に応じて経費の額の変更、ならびに費目間の流用を認める。
 - ① 会議費： 80,000円
 - ② 旅費： 180,000円
 - ③ 謝金： 60,000円
 - ④ 印刷費： 100,000円
 - ⑤ 通信運送費： 5,000円
 - ⑥ ホームページ維持費： 25,000円
 - ⑦ 事務経費： 10,000円
 - ⑧ 予備費： 20,000円
- (3) 会計は会長の所掌とし、「研究総会」の際に前年度の決算報告と予算案を審議する。

6. 招聘講師の旅費及び講演謝金

招聘講師の旅費及び講演謝金の額は、次の通りとし、原則として会員には旅費を支給しない。

- (1) 旅費
 - ① 交通費：最も経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給する。
 - ② 日 当：1日当たり2,000円を上限とする。
 - ③ 宿泊料：1泊当たり11,000円を上限とする。
- (2) 会員及び会員外の講演謝金は20,000円とする。
(ただしノーベル賞クラスの講師の場合はこの限りではない)

7. 研究会会員の活動

研究会会員は研究会等の活動を通じ、活発な研究活動を展開するものとする。

8. 研究会における記録

- (1) 研究会は、研究総会の配付資料等を記録として保存するとともに、議事録を作成する。
- (2) 議事録は、各会員に配付するものとし、疑義が生じた場合は、必要に応じて修正を加えるものとする。
- (3) 議事録作成担当者は、研究会における報告及び討議から得た知識を公知の場合を除き、研究会に無断で外部に開示してはならない。
- (4) 第1号の記録及び議事録は、非公開とする。(会員は、研究目的の範囲内において閲覧可。)

9. 知的財産

(1) 本内規での「知的財産」とは、次のとおりとし、「知的財産権」とは、知的財産にかかる権利をいう。

- ① 発明
- ② 考案
- ③ 意匠
- ④ 商標
- ⑤ 著作物
- ⑥ ノウ・ハウその他知的財産

(2) 知的財産権の帰属

- ① 知的財産権は、原則として創出者である会員に帰属する。
- ② 研究会において会員が発表した研究情報を他の会員が独自に発展させ、別の知的財産を創出した場合は、別の知的財産及び係る権利は、原則として他の会員に帰属する。
- ③ 上記①②にかかわらず、知的財産権の最終的な帰属は、会員の所属する機関の知的財産の取扱規程による。

10. 守秘義務

研究会等における報告及び討議から得た知識を公知の場合を除き、研究会に無断で外部に開示してはならない。

11. 研究会の終了

- (1) 研究会の設置期間の満了等に伴い、研究会を終了する場合は、前もって研究総会を開き、当該終了について確認を行う。また、研究会の設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。
- (2) 研究会終了に伴う残余経費の処理については、研究総会で議論の上、次年度への繰越と残余経費の消化に向けた企画提案、あるいは当該年度内に講習会を開催するなど、適切な処理を行うものとする。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。